

# 街頭防犯カメラ維持管理経費等補助のご案内について

**令和3年度より設置後の負担を軽減します。**

令和3年4月より、過去に区の補助制度活用して防犯カメラを設置した地域団体を対象に、新しく電気代や修理費用の補助制度を導入予定です。事業概要についての案内を作成いたしましたのでご確認ください。

具体的な申請方法や時期などは、正式確定後に区からご案内いたします。

**今回導入予定の事業は大きく分けて2つあります。**

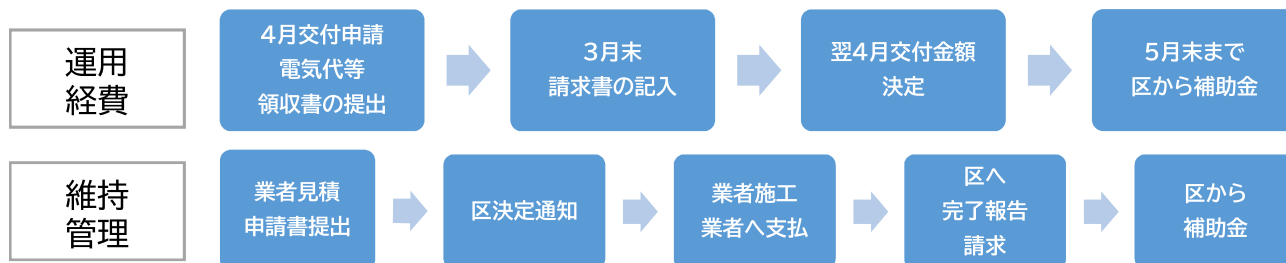
I 防犯設備運用経費補助金	II 防犯設備維持管理補助金
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気料金</li> <li>使用料（電柱共架料・壁面賃借料）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保守点検費用（部品交換がないもの）</li> <li>修繕費用</li> </ul>

**補助の上限金額とご負担をご確認ください。**

事業	補助対象	負担割合（①～④共通）	補助対象経費上限
I 運用経費	①電気料金	都1/2 区1/3 地域団体1/6 もしくは	① 年間 4千円/(台)
	②使用料		② 年間 3千円/(台)
II 維持管理	③保守点検	都1/3 区1/3 商店街 1/3	③ 1万円/(台)
	④修繕費用		④ 20万円/(回)

「地域団体」とは町会・自治会または町会・自治会と商店街が連携した団体を示します。「商店街」は、商店街が単独で設置した場合を示します。負担割合が異なります。

**一度事業者にお支払いいただいたあと、区より補助金を交付いたします。**



東京都の補助金交付要綱により大きく変わる可能性があります。確定後再度お知らせいたします。

**注意点をお伝えします。**

## 共通事項

- ・区の補助を活用せずに設置したカメラは、対象外となります。
- ・設置の条件である防犯活動に関する取組（原則月1回のパトロール活動）を実施していることが条件です。
- ・対象期間は令和3年4月から翌4年3月までの期間です。それ以前に支払った経費は対象外となります。

## 運用経費

- ・使用料の補助を受ける場合は、契約書のコピーが必要です。
- ・防犯カメラとは別の電気料金を含めて契約をしている場合、製品規格がわかる書類が必要です。
- ・領収書は無くさずに必ず保管をしてください。申請の際必要です。

## 維持管理

- ・事前申請が必要です。申請なく施工した場合対象となりません。
- ・年度内に工事を完了させる必要があります。
- ・新しい機能の追加、カメラの移設費用は対象となりません。
- ・メーカーによる保証がある場合、対象とはなりません。